

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
口. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ヌ)(省略)	(省略)	(省略)	口. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ヌ)(同左)	(同左)	(同左)
ル. 生糸の輸入に係る調整等に関する法律 (昭和 26 年法律第 310 号)	第 2 条 (省略) 第 7 条 (省略) 第 11 条 (省略)	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の委託を受けた者が生糸を輸入場合には、 <u>機構理事長又は事務所長</u> の印が押なつされた「輸入生糸入港報告書」 (2) 第 7 条第 1 項の規定により機構に生糸の売渡しをする者であつて第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けた者が生糸を輸入する場合には、 <u>機構理事長又は事務所長</u> の印が押なつされた「 <u>実需要者</u> 輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」 (3) 第 7 条第 1 項の規定により機構に生糸の売渡しをする者であつて第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合には、 <u>機構理事長又は事務所長</u> の印が押	ル. 生糸の輸入に係る調整等に関する法律 (昭和 26 年法律第 310 号)	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の委託を受けた者が生糸を輸入には、 <u>機構事務所長(横浜又は大阪の事務所長。以下同じ。)</u> の印が押なつされた「輸入生糸入港報告書」 (2) 第 7 条第 1 項の規定により機構に生糸の売渡しをする者であつて第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けた者が生糸を輸入する場合には、 <u>機構事務所長</u> の印が押なつされた「 <u>実需要者</u> 輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」 (3) 第 7 条第 1 項の規定により機構に生糸の売渡しをする者であつて第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合には、 <u>機構事務所長</u> の印が押なつされた	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ヲ)～(ラ)(省略)	(省略)	なつされた「一般者輸入に係る 生糸の買入れ・売戻し承諾書」 (4) (省略) (省略)	(ヲ)～(ラ)(同左)	(同左)	「一般者輸入に係る生糸の買入 れ・売戻し承諾書」 (4) (同左) (同左)